

## 京丹後市の市債（借金）と基金（貯金）の状況

### 一般会計では借金を京丹後市発足以来計画的に減少

平成20年度末の一般会計における市の借金の残高は424億5,416万円になる見込みで、平成15年度末が467億9,453万円でしたので、合併時から43億4,037万円減少したことになります。また、平成20年度末の一般会計で市民のみなさん1人あたりの借金の額を換算すると約68万円になる見込みですが、この借金の中には、返済金の一部が地方交付税（国からの交付金）で返ってくるものもあるため実質的にはもう少し少なくなります。

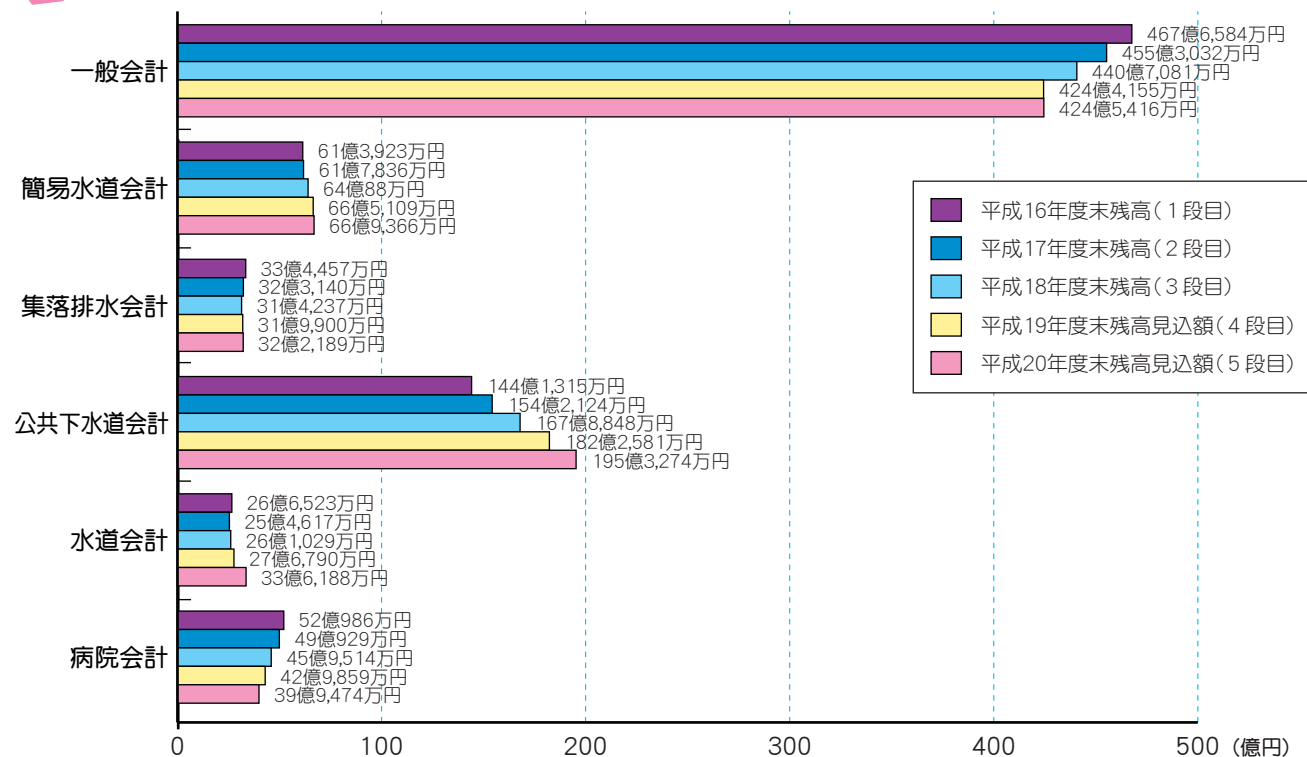
一方、平成20年度末の一般会計における市の貯金の残高は、30億1,440万円になる見込みで、市民のみなさん1人あたり約5万円になります。

1人あたりの借金68万円から貯金5万円を差し引くと、63万円借金が多いことがわかります。

市では、こうした借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたってのさまざまな財政分析をしながら効率的な財政運営に努めています。

なお、平成20年度末における京丹後市の全会計の借金は821億7,360万円、貯金は41億1,513万円となる見込みです。

### 主な市債（借金）の残高推移



### 市債（借金）

自治体の借金は、地方債とか市債（しさい）と呼ばれています。

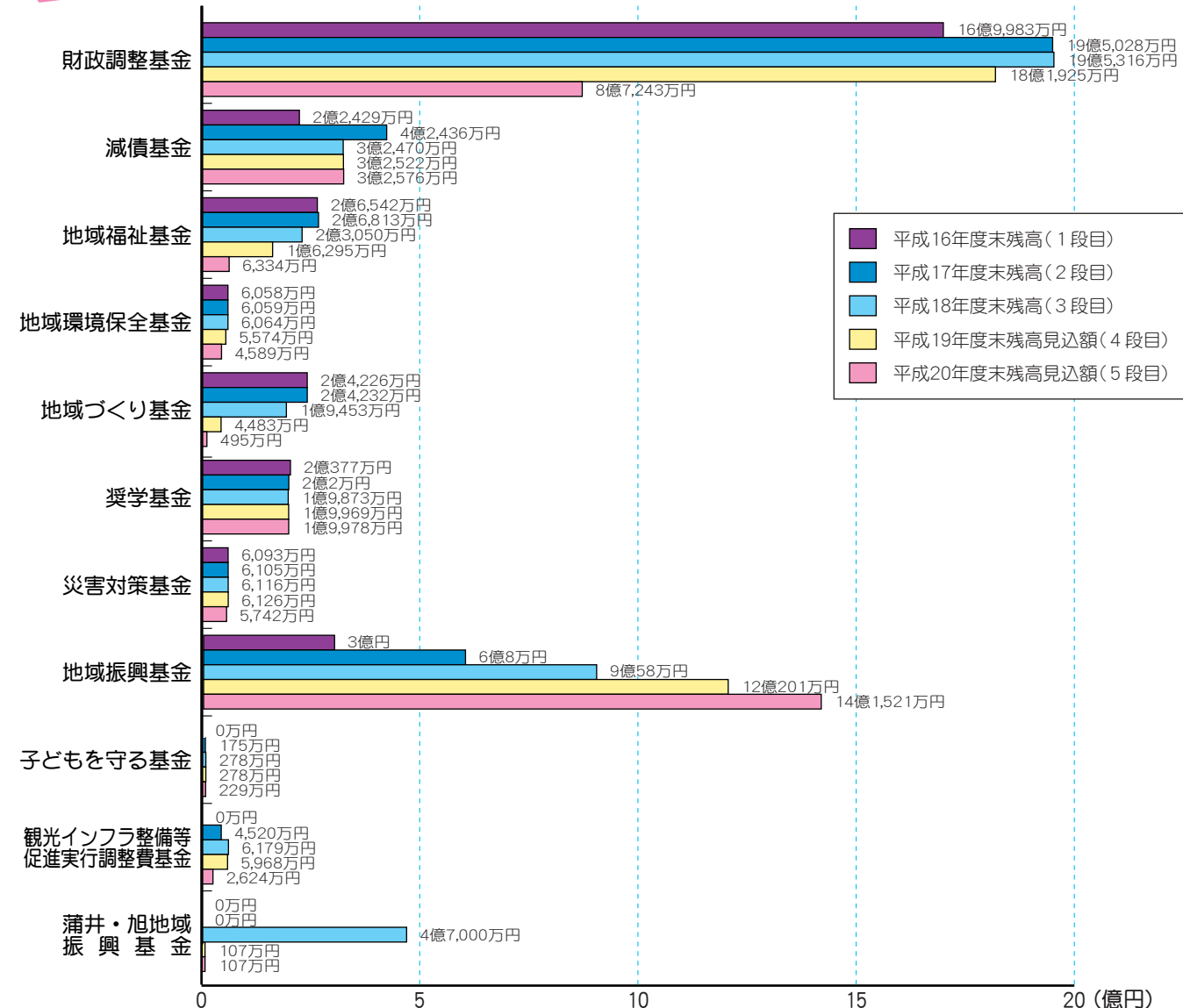
自治体の予算には、その年度に使うお金は、その年度に得る収入（市税や地方交付税など）でまかなうことを基本とした「会計年度独立の原則」があります。

しかしながら、その年度で市民のみなさんからいただく税金や地方交付税などだけでは、多額の費用がかかる施設の建設などを行うことが困難です。また、将来にわたって使用するような施設の建設費をその年度に住んでいる住民のかただけが負担するよりも、その施設を利用することができる将来の住民のかたが借金を返済する形で少しずつ負担するほうが理にかなっています。

そこで、自治体にも借入金を起こせる『起債』という制度があります。

ただし、後年度負担が増えるためやみくもに借り入れることは許されず、返済金の一部が後年度に地方交付税で返ってくるようなものを中心として慎重な借り入れをしています。

### 基金（貯金）の残高推移（一般会計）



### 基金（貯金）

市には、土地や建物、物品や債権などさまざまな財産のほか、一般家庭の貯金に相当するといわれる基金があります。

市の貯金は、財政調整基金、減債基金、その他の目的基金に大きく分けられます。

#### ●財政調整基金

市ではいつもの年度と比べて収入が少なかったからといって行政サービスを低下させることはできませんし、逆に、いつもの年度より収入が多かったからといって全額を使うようなことはしてはいけません。このため、余裕のお金があれば貯金として積み立て、災害などによりお金が不足するようなときは、貯金を取り崩してまかいます。このようにして積み立てられてきたお金が財政調整基金です。

平成19年度末の残高見込額は18億1,925万円、平成20年度末には8億7,243万円と貯金の残高見込みが大幅に減っていますが、これは平成20年度予算を編成するため、未確定な特定財源の一時的な代替財源として9億5,000万円を繰り入れる予定としているため、年度内調整で可能な限り基金の繰り入れは抑制します。

#### ●減債基金

借金の返済金のためだけに使用することができる積立金です。

#### ●その他の目的基金

災害対策や地域振興・地域づくりなどまちづくりのために使う目的を決めた基金があります。銀行などに預けているので利息なども積み立てます。合併後の市民のみなさん連帯強化や均衡ある地域の発展のため、合併特例債（市債）を活用して地域振興基金を設置し、積み立てたお金の利子を活用して地域振興に役立てていきます。

いずれの基金も条例に基づき設置し、管理運用を行っています。